

平成 27 年 第 4 回
別海町議会定例会会議録

至 平成27年12月11日

別 海 町 議 会

別 海 町 議 会 会 議 録

第 1 号（平成 27 年 1 2 月 8 日）

○議事日程

- | | | |
|--------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 7 | 議案第 86 号 | 平成 27 年度別海町一般会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 8 | 議案第 87 号 | 平成 27 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 9 | 議案第 88 号 | 平成 27 年度別海町水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 10 | 議案第 89 号 | 別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 90 号 | 別海町立認定こども園設置条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 91 号 | 別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 92 号 | 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 93 号 | 別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 94 号 | 別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 16 | 議案第 95 号 | 別海町公団営農用地開発事業負担金等の徴収条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第 17 | 議案第 96 号 | 工事請負契約の締結について（根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事） |
| 日程第 18 | 議案第 97 号 | 土地改良事業の施行について（北中西別地区） |
| 日程第 19 | 議案第 98 号 | 土地改良事業の施行について（東富岡地区） |
| 日程第 20 | 議案第 99 号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町ケアハウスみどり野） |
| 日程第 21 | 議案第 100 号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について（西春別デイサービスセンター） |
| 日程第 22 | 議案第 101 号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町高齢者生活ハウス） |
| 日程第 23 | 議案第 102 号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町酪農研 |

修牧場)

日程第 2 4	同意第 6 号	別海町教育委員会委員の任命について
日程第 2 5	報告第 8 号	専決処分の報告について（根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事）
日程第 2 6	報告第 9 号	専決処分の報告について（北光進地区農道改良舗装工事）
日程第 2 7	報告第 1 0 号	専決処分の報告について（西春別駅前スケートリンク整備工事）

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6		提出案件の概要説明
日程第 7	議案第 8 6 号	平成 2 7 年度別海町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 8	議案第 8 7 号	平成 2 7 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 9	議案第 8 8 号	平成 2 7 年度別海町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 0	議案第 8 9 号	別海町行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
日程第 1 1	議案第 9 0 号	別海町立認定こども園設置条例の制定について
日程第 1 2	議案第 9 1 号	別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 9 2 号	別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 9 3 号	別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 9 4 号	別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 9 5 号	別海町公団営農用地開発事業負担金等の徴収条例を廃止する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 9 6 号	工事請負契約の締結について（根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事）
日程第 1 8	議案第 9 7 号	土地改良事業の施行について（北中西別地区）
日程第 1 9	議案第 9 8 号	土地改良事業の施行について（東富岡地区）
日程第 2 0	議案第 9 9 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町ケアハウスみどり野）
日程第 2 1	議案第 100 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（西春別デイサービスセンター）
日程第 2 2	議案第 101 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町高齢者生活ハウス）
日程第 2 3	議案第 102 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町酪農研

修牧場)

- 日程第24 同意第 6号 別海町教育委員会委員の任命について
日程第25 報告第 8号 専決処分の報告について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事）
日程第26 報告第 9号 専決処分の報告について（北光進地区農道改良舗装工事）
日程第27 報告第10号 専決処分の報告について（西春別駅前スケートリンク整備工事）

○出席議員（16名）

1番	小 椋 哲 也	2番	外 山 浩 司
3番	大 内 省 吾	4番	木 嶋 悦 寛
5番	松 壽 孝 雄	6番	森 本 一 夫
7番	今 西 和 雄	8番	西 原 浩
9番	沓 澤 昌 廣	10番	小 林 敏 之
11番	瀧 川 榮 子	12番	戸 田 憲 悦
13番	中 村 忠 士	14番	渡 邊 政 吉
副議長	15番 佐 藤 初 雄	議 長	16番 松 原 政 勝

○欠席議員（ 0名）

○出席説明員

町 長	水 沼 猛	副 町 長	佐 藤 次 春
教 育 長	真 籠 毅	代表監査委員	志 賀 正 章
監 査 委 員	田 村 秀 男	教 育 委 員 長	大 塚 保 男
選挙管理委員長	高 崎 好 藏	農業委員会会長	小 野 榮 一
総 務 部 長	竹 中 仁	福 祉 部 長	河 嶋 田 鶴 枝
産業振興部長	佐 藤 則 夫	建設水道部長	宮 越 正 人
教 育 部 長	中 谷 隆 弘	会 計 管 理 者	田 保 圭 乙
監査委員事務局長	佐 藤 敏	農委事務局長	山 崎 茂
総 務 部 次 長	佐 藤 告	建設水道部次長	金 田 秀 幸
教 育 部 次 長	下 地 哲	総 務 課 長	佐 藤 告
総合政策課長	浦 山 吉 人	税 務 課 長	中 村 公 一
防災交通課長	宮 本 栄 一	福 祉 課 長	山 田 一 志
介護支援課長	今 野 健 一	町 民 課 長	三 戸 俊 人
保 健 課 長	小 湊 昌 博	老 健 事 務 長	伊 藤 輝 幸
農 政 課 長	門 脇 芳 則	水産みどり課長	干 場 富 夫
商工観光課長	川 畑 智 明	管 理 課 長	伊 藤 一 成
事 業 課 長	金 田 秀 幸	上下水道課長	小 島 実
学 務 課 長	佐々木 栄 典	生涯学習課長	下 地 哲
図 書 館 長	千 葉 宏	病院事務課長	大 槻 祐 二
財 政 課 主 幹	寺 尾 真太郎		

○議会事務局出席職員

事務局 長 登 藤 和 哉 主 幹 田 畑 直 樹

○会議録署名議員

1 番 小 椋 哲 也 2 番 外 山 浩 司

3 番 大 内 省 吾

◎議長挨拶

○議長（松原政勝君） 平成27年第4回定例会の開会にあたって、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、年末を控え公私御多忙のところ、御出席をいただき厚く感謝申し上げます。

本年4月の改選で16名の議員が町民の代表として選出され、その職務を全うし、本町の発展と町民の住み良い街づくりのために、絶大な御尽力をいただいておりますことに対し、深甚なる敬意を表し、お礼を申し上げる次第でございます。

町民の負託を受けた私ども議員は、自己の責務を深く自覚し、常に研鑽を深め、問題解決に向け、職務に邁進しなければなりません。

本定例会に提出される議案につきましては、後刻説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、議会本来の権限を十分に発揮し、適正妥当な議決に至りますようお願い申し上げます。

寒さが厳しいおりから、議員各位には御自愛のうえ、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

開会 午前9時58分

◎開会宣言

○議長（松原政勝君） 今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げます。

若干時間前ではありますが、皆様おそろいでございますので始めたいと思います。

ただいまから、平成27年第4回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松原政勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。

1番小椋議員、2番外山議員、3番大内議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（松原政勝君） 日程第2 議会運営委員長から、委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西原 浩君） 11月27日及び12月2日に開催いたしました議会運営委員会で、第4回定例会に係る運営について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

第4回定例会に町長から提出されております案件は、全部で21件であります。

提出されました議案は、平成27年度各会計補正予算が3件、条例の制定が2件、条例

の一部改正が4件、条例の廃止が1件、工事の請負契約締結が1件、土地改良事業の施行が2件、公の施設に係る指定管理者の指定が4件、同意案件が1件、専決処分の報告が3件であります。

これら提出案件のうち、議案第89号と議案第90号の条例の制定2件を除いては、委員会への付託は省略すべきものと決定いたしました。

なお、報告第8号から第10号までの専決処分の報告3件につきましては、報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

第4回定例会の会期は、12月8日から12月11日までの4日間とし、初日には、町長提出議案の内容説明・質疑を行います。

二日目には、一般質問を行い、三日目は休会とし、各常任委員会を開催し議案審査と所管事務調査を行います。

最終日は、町長提出議案の討論・採決を行い、その後、議員提出案件等の内容説明、質疑、討論、採決を行うこととしました。

また、本年第3回定例会において、平成26年度各会計決算審査特別委員会に付託いたしました平成26年度各会計決算の認定第1号から第8号については、定例会最終日に委員会報告を受け、一括質疑のあと、各会計での討論・採決をすることといたしました。

なお、本定例会においても休会日を一日設けて、各常任委員会での議案審査や所管事務調査など討議の時間を確保した日程としましたので、常任委員会の運営については、委員長はじめ委員各位の御協力をお願いいたします。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、大内議員、木嶋議員、中村議員、外山議員、森本議員、小椋議員、瀧川議員の7名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき、通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、活発な政策議論が行われるとともに、効率的な議会運営と町民にわかりやすい質問や答弁内容に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、請願・陳情等についてであります。

受理いたしました請願・陳情等に係る対応について、慎重に協議をいたしました。

その結果については、お手元に配付したとおりであります。

なお、提出された陳情等の写しは、議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は議員発議により提出願います。

次に、議員・委員会提出案件であります。

現在、予定されております提出案件は、委員会提出案件が1件、議員提出案件が3件の計4件であります。

「介護報酬の再改定を求める意見書」を福祉医療常任委員会から、「TPP協定に関する合意内容と影響等についての十分な情報公開と説明及び懸念される影響への対応を求める意見書」を西原議員から、「安全保障関連法の廃止を求める意見書」、「未婚のひとり親世帯にも寡婦（寡夫）控除の適用を求める意見書」の2件を瀧川議員から、それぞれ提出されます。

いずれも、定例会最終日に提案されることになっております。

最後に、「反問権」についてですが、町長ほか、町の職員が議長の許可により議員の質問に対して、論点・争点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、町民の皆

様に解りやすくするために導入したものであります。町長をはじめ執行機関の並びに議員各位にはその趣旨を十分理解いただきますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議しました内容の報告といたします。

◎日程第３ 会期決定の件

○議長（松原政勝君） 次に、日程第３ 会期決定の件を議題といたします。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日から１２月１１日までの４日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から１２月１１日までの４日間に決定いたしました。

◎日程第４ 諸般の報告

○議長（松原政勝君） 日程第４ 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第５ 行政報告

○議長（松原政勝君） 日程第５ 行政報告を行います。

町長。

○町長（水沼 猛君） おはようございます。

本日、平成２７年第４回の別海町議会定例会を招集させていただきました。

早いもので、平成２７年も師走に入りましたが、議員の皆様におかれましては、時節柄大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

定例会開会にあたり、行政報告を申し上げます。

まず、初めに産業の動向についてでございます。

酪農畜産の情勢について、町内の生乳生産は１月から１０月末で対前年比１００．０％の３８万５千トン、生産額では１０４．５％の３６５億７千万円となっています。

乳量は昨年実績と同様で、系統外へ出荷する農家があったことなどから、４月以降は前年を下回る乳量となっていたものの、１０月から前年を上回るようになってきたところです。

乳代については、本年度、平均乳価が３円６０銭引き上げられたこともあり、前年実績に対し４．５％の大幅増となっています。

本年度の牧草の収穫状況については、収穫が一番草で７日、２番草で３日早く終了しており、収量では１０アール当たり１番草が２，５３８キロ、２番草が１，１５６キロ、合計で３，６９４キロと平年に対し９８％程度の収量でした。

また、飼料用とうもろこしは１０アール当たり露地栽培が５，６１２キロで、平年比１１３％程度の収量となっております。

なお、生乳生産農家戸数は、本年１４戸が離脱しておりますが、３戸が新規に就農し、１２月現在で７０２戸となっております。

次に、環太平洋連携協定についてですが、１０月５日、交渉参加１２カ国が閣僚レベルの交渉において大筋合意に至ったことは、既に御承知のとおりです。

町では、10月13日、TPP協定対策本部会議を開催し、状況の確認を始め、各部署における情報収集をしっかりと行うよう指示をしたところです。

その後、国、道及び各政党の意見交換会等で、TPPによる不安により、更なる酪農家の減少が進み、地域経済へ大きな影響を与える恐れがあることなどについて、町としての意見を述べさせていただいています。

先月25日には、TPP総合対策本部において、「総合的なTPP関連政策大綱」が決定されましたが、町としては引き続き関係機関等と連携して、本町農業に与える影響等について情報を共有するとともに、国会での議論を注視してまいりたいと考えています。

次に、水産業の状況でございます。

本町の主要漁業であります秋サケ定置網漁が、11月20日で操業を終えました。

漁獲数量は、対前年比で野付漁協が110%、別海漁協が130%と、それぞれの地区によって増減はあるものの、町全体の水揚げ数量としては、115%の7,268トン、金額が120%の35億8千万円と、昨年を大きく上回る結果となりました。

また、全魚種における11月末までの総水揚げ数量は、対前年比111%の35,624トン、金額では157%の129億5千万円と、過去にない水揚げ状況となっております。

特に、春期ホタテ漁が高価格に支えられたことが要因としてありますが、12月1日から始まっている冬期ホタテ漁についても高値とことから、歳末商戦を控えて大いに期待しているところであります。

次に、エゾシカ駆除の状況と今後の予定でございます。

春駆除につきましては、1,443頭、9月16日から10月18日まで行った秋駆除では1,201頭と合計で2,644頭を駆除しました。

これらは、猟友会の協力を得て、銃器による駆除を実施したところですが、今後は、越冬地対策として、野付半島地区及び走古丹地区において囲いワナによる生体捕獲を行うこととしており、捕獲期間は、いずれも12月から3月末までの4ヶ月間を予定しているところです。

次に、観光振興についてです。

10月末現在における観光客入込み数は、対前年比88.7%の29万2千人で、9月19日と20日に開催した「別海町産業祭」の初日が大雨であったことや、10月11日開催予定でありました「西別川あきあじまつり」が、台風の影響で中止となったことが主な原因と考えられます。

しかし、各施設利用者数は、道の駅が対前年比108%、尾岱沼ふれあいキャンプ場が116%と増加傾向にあります。

今後も交流人口の増加を目指し、食や自然を活用した体験型・滞在型観光の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、商工業についてですが、11月の月例経済報告では、「景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」とされております。

しかし、本町においては、個人消費の落ち込みや原材料のコストアップなどにより、町内の商工業が依然と厳しい経営状況におかれています。

このような中、別海町商工会が、国の「地域消費喚起・生活支援等交付金」を活用した「プレミアム商品券」を8月と9月の2回に分けて販売いたしました。

プレミアム分を含む発行額は1億9千5百万円で、個人消費の拡大や町内中小企業の活

性化につながったものと考えております。

また、11月には中小企業担い手育成事業により、町内中小企業8社と別海高校生29名による懇談会を実施しており、未来の人材育成につながるものと期待しているところで

す。

今後とも、「別海町中小企業振興基本条例」の理念を尊重し、関係団体と協議・連携しながら、より実効性のある商工業の振興策を講じてまいります。

次に、特別養護老人ホーム「清翠園」及びデイサービスセンター「ひだまり」についてですが、9月末に建物が完成し、完成検査や備品整備等を終え、10月24日には落成式が開催されました。その後、無事引越しを取り行い、11月1日から供用開始との報告を受けたところです。

新施設は、ユニット型施設となり、入所された方の環境も快適になったと聞いています。

これから、ますます高齢化が進むことが予想される中、地域社会においては、介護を必要とされる方々が、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる拠点施設が求められております。

本町の高齢者福祉の向上においても、この施設の果たす役割はたいへん重要であり、特に多様で柔軟なサービス提供が可能な民間の活力に大きく期待をしているところです。

また、利用者に対してはユニット型施設への移行に伴い、増額となる利用料の一部助成などを行うことで経済的負担の軽減を図り、利用者が安心して生活し続けられるよう必要な支援を行ってまいります。

さて、11月8日、来年3月をもって閉校する別海小学校、別海中学校の閉校記念式典を行いました。

御多忙の中、多くの議員の皆様にご出席をいただき、ありがとうございました。

当日は、在校生53名をはじめ、卒業生、地域の方など約250名が出席し、小学校134年、中学校69年の歴史を共有し、幕を閉じる寂しさと新しく始まる歴史への期待を感じることができた式典となりました。

式典を中心となって執り行っていた、閉校記念事業協賛会並びに学校関係者の皆様に感謝を申し上げたいと存じます。

式典では、小学校並びに中学校の在校生代表による「お別れのことば」が述べられ、式典に引き続き行われた「思い出を語る会」では、児童生徒による合唱などが行われましたが、子供たちは、この度の閉校をしっかりと受け止め、新年度からの学校生活を元気に前向きに捉えていると感じることができました。

この子供たちが残り4ヶ月、充実した学校生活を送るとともに、新年度、新しい学校でのスタートを円滑に切れるよう、教育委員会共々努めていく所存でございます。

また、このことが学校統合について、御英断をいただいた地域、保護者の皆様の期待にお答えすることになると考えておりますので、議員の皆様の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略について」でございます。

現在、副町長を議長とする「戦略会議」を設置すると共に、役場内の各部署から選出した職員で構成する「戦略委員会」において、地方創生に向けた取り組みを推進していくための協議・検討を重ねています。

また、総合戦略に対する意見や提案、戦略策定後の進行管理を行う組織として、町内の

産業界、学識経験者、金融機関関係者などで構成する「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略検討 推進委員会」を設置し、数多くの意見をいただいております。

今後、これらの御意見を基に、検討結果を取りまとめ、今年度末までに、「人口ビジョン」と「総合戦略」を策定してまいります。

次に、テレワーク構想についてですが、総務省の委託検証事業、「ふるさとテレワーク地域実証事業」に係る、本町を含むコンソーシアムと総務省との委託契約は、予定よりずれ込んでいたものの、9月7日に正式に契約締結がされたところでございます。

契約前から、すでに日本マイクロソフト社の社員による滞在型テレワークがスタートしておりましたが、8月21日から10月29日までの間で合計4回、延べ22人の社員と36人の家族の方々に旧光進小中学校校舎及び旧教員住宅を活用しながら、本町での生活を体験していただいたところです。

体験後のアンケート結果では、テレワーク環境や生活において特別な支障はなく、むしろ自然に囲まれ、時折顔をのぞかせる野生動物に大変喜ばれていたことなどが報告されており、とりあえず安堵しているところです。

また、そのほかにも、起業人材育成・地域雇用支援の実証として、「起業シンポジウム」や「ITリーダー育成研修会」、「在宅ワーカー講習」などの研修会、講習会を町民等の参加を得ながら、数回にわたり実施しております。

さらに、これら実証事業に係る取り組みの総務省に対する中間検査報告を、11月19日までにコンソーシアムとして終えているところでございます。

現在は、1人のテレワーカーが旧教員住宅に住みながら都市部企業の機能一部移転の実証を行っているところですが、今後におきましても、機会ある毎に情報提供してまいりますので、議員の皆様の御理解と御支援をよろしくお願いいたします。

次に、杭工事に関する不正問題についてです。

旭化成建材株式会社が杭施工を行った工事において、データの流用等が行われていたことに端を発し、杭施工業界全体で同様のデータ流用などが、相次いで明らかになっています。

この状況に対し、町としても建物の安全性を確認するため、独自に過去10年間の工事について調査を実施いたしました。

内容としましては、旭化成建材株式会社が施工した6棟を含め総数28棟、8社の杭施工報告書類を確認したほか、各対象建物の現地調査点検を実施し、全ての工事において、データの流用等が行われていなかったことを確認しております。

対象建物は、公営住宅12棟、学校施設4棟、へき地保育園2棟、病院1棟、避難施設3棟、車庫2棟、その他4棟となっております。

なお、今後については、国や道の再発防止策に関する検討状況を踏まえ、町としての杭施工に対する工事監理や検査方法の見直しを必要に応じて行っていきたいと考えております。

最後になりますが、矢臼別演習場における本年度の「沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練」の分散・実施については、11月23日の訓練概要説明会を経て、予定通りに11月25日から訓練が開始されました。

訓練は、当初11月25日から12月6日までのうち10日間実施予定で、期間中の11月27日には訓練見学会も実施されましたが、12月3日に9日間の日程で終了いたしました。

この後、今月中旬までに隊員の移動、装備品の搬送が行われると連絡を受けておりますのでご報告いたします。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

◎日程第 6 提出案件の概要説明

○議長（松原政勝君） 日程第 6 提出案件の概要について説明があります。

副町長。

○副町長（佐藤次春君） それでは、本定例会に提出いたしました議案等について、その概要を説明いたします。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に詳細を説明いたしますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

議案第 86 号は一般会計。議案第 87 号、議案第 88 号の 2 件については、下水道事業特別会計及び水道事業会計の平成 27 年度補正予算でございます。

一般会計で 1 億 4,190 万円、下水道事業特別会計で 570 万円、水道事業会計で 111 万 5,000 円をそれぞれ増額補正するものでございます。

議案第 89 号の「別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について」は、本町における番号法に基づく個人番号マイナンバーの法定利用事務の利用範囲に関し、必要な事項を定める条例の制定でございます。

議案第 90 号の「別海町立認定こども園設置条例の制定について」は、小学校就学前の子供に対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、平成 28 年 4 月 1 日から現在の認可保育園 2 園及び町立幼稚園 3 園を認定こども園に移行することに伴い、設置条例を制定するものでございます。

議案第 91 号の「別海町町税条例等の一部改正」は、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第 92 号の「別海町国民健康保険税条例の一部改正」と議案第 93 号「別海町介護保険条例の一部改正」は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、「国民健康保険税条例」と「介護保険条例」で規定をしている一部の申請書について、個人番号マイナンバーを記載することとなるため、必要な改正を行うものが主な内容です。

議案第 94 号は、別海小学校、別海中学校が平成 28 年 3 月 31 日をもって閉校するため、「別海町立学校設置条例」の一部を改正するものです。

議案第 95 号は、「別海町公団営農用地開発事業負担金等徴収条例の廃止」です。公団営農用地開発事業の負担に伴う償還金については、平成 25 年度をもって終了しており、今後、同様の事業を行う予定がないことから、この条例を廃止するものです。

議案第 96 号「工事請負契約の締結について」は、11 月 27 日に入札を行った工事のうち、予定価格が 5,000 万円を超えるものについて、議会の議決を求めるものです。

議案第 97 号と議案第 98 号の「土地改良事業の施行について」は、平成 28 年度から「北中西別地区」及び「東富岡地区」で土地改良事業を実施するため、土地改良法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第 99 号から議案第 102 号までは、「公の施設に係る指定管理者の指定について」です。議案第 99 号は「別海町ケアハウスみどり野」、議案第 100 号は「西春別デ

イサービスセンター」、議案第１０１号は「別海町高齢者生活ハウス」、議案第１０２号は「別海町酪農研修牧場」のそれぞれ指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

次に、同意第６号ですが、「別海町教育委員会委員の任命について」です。本町では、現在５名の方に教育委員会委員を任命しております。平成２７年１２月１９日をもって、１名の方が任期満了を迎えますが、引き続き任命することについて、議会の同意を求めるものです。

報告第８号から報告第１０号までの「専決処分の報告について」は、工事請負契約の一部を変更する必要性が生じ、専決処分を行ったことから、その内容について報告するものです。

以上で、提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（松原政勝君）　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第７　議案第８６号から日程第９　議案第８８号までの３件及び日程第１２　議案第９１号から日程第２４　同意第６号までの１３件、合わせて１６件については、会議規則第３９条第３項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君）　異議なしと認めます。

したがって、日程第７　議案第８６号から日程第９　議案第８８号までの３件及び日程第１２　議案第９１号から日程第２４　同意第６号までの１３件、合わせて１６件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第７　議案第８６号

○議長（松原政勝君）　日程第７　議案第８６号平成２７年度別海町一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（竹中　仁君）　議案第８６号の内容説明をいたします。

別冊の別海町一般会計補正予算書の１ページをお開きください。

平成２７年度別海町一般会計補正予算（第４号）。

平成２７年度別海町一般会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億４，１９０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６９億９，２８０万円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第２条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更・廃止は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお開き願います。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。「補正額」の欄で申し上げます。

1款町税、1項と2項で7,019万円の増。

14款国庫支出金、1項から3項で1億2,505万5,000円の増。

15款道支出金、1項と2項で277万5,000円の増。

16款財産収入、1項と2項で1,119万5,000円の増。

17款寄附金、1項で1万2,000円の増。

18款繰入金、1項で1億5,471万円の減。

20款諸収入、5項で1,318万3,000円の増。

21款町債、1項で7,420万円の増。

歳入合計で1億4,190万円を追加し、歳入予算の総額を169億9,280万円とするものです。

続いて、3ページの歳出です。

2款総務費、1項、2項と4項で1億409万円の増。

3款民生費、1項と2項で4,274万7,000円の減。

4款衛生費、1項と2項で160万2,000円の減。

6款農林水産業費、1項と3項、4項で547万8,000円の増。

8款土木費、2項から5項で8,787万2,000円の増。

9款消防費、1項で579万8,000円の減。

10款教育費、4ページにわたりまして、1項から6項で539万3,000円の減。

4ページになりますが、歳出合計で1億4,190万円を追加し、歳出予算の総額を169億9,280万円とするものでございます。

次に、5ページです。

「第2表 債務負担行為補正」です。

今回は追加が2件で、公の施設の指定管理に係る委託料の債務負担行為です。

1件目、「公の施設に係る指定管理者に対する委託料（別海町高齢者生活ハウス）」は、期間が「平成28年度から平成32年度まで」の5年間で、限度額は「7,458万円」です。

2件目、「公の施設に係る指定管理者に対する委託料（別海町ケアハウスみどり野）」は期間が「平成28年度から平成32年度まで」の同じく5年間で、限度額は「2億2,727万円」です。

続きまして、「第3表 地方債補正」で、今回補正は「追加」と「変更」です。

「追加」は1件で、起債の目的は、「公共土木施設災害復旧事業」。

こちらは8月10日から8月11日にかけての大雨被害が、災害復旧事業債の対象となる見込みから起債するもので、限度額は「4,440万円」です。

起債の方法につきましては、「普通貸借又は証券発行」。

利率は「3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）」。

償還の方法は、「公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上

償還もしくは低利に借換えすることができる。」というものです。

次に、「変更」は6件で、それぞれ事業費の確定などにより、限度額について増減をするものです。

「消防団拠点施設整備事業」は、限度額を180万円減額し、補正後の限度額を「3,320万円」に。

「本別海へき地保育園改築事業」は、同じく限度額560万円減額し、「540万円」に。

「除雪機械等購入事業」は、160万円を減額し、「1,350万円」に。

「根室中部3号主要幹線外1改良舗装事業」は、限度額を80万円増額し、「5,640万円」に。

「上春別団地公営住宅等整備事業」は、限度額を240万円減額し、「960万円」とするものです。

「上西春別中学校防音事業」につきましては、起債充当率を変更できることから、限度額を3,640万円増額し、補正後の限度額を「2億7,290万円」とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更がございません。

地方債合計では、補正前限度額「15億8,987万7,000円」に、7,420万円を増額し、補正後の限度額を「16億6,407万7,000円」とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の内容について御説明をいたします。

明細書の「1. 総括」については省略をさせていただきます、9ページをお開き願います。

「2歳入」から御説明いたします。これ以降、項目の欄、「補正額」で申し上げます。

まず、1款町税、1項1目個人分4,855万8,000円の増。

2項1目固定資産税2,163万2,000円の増、いずれも決算見込みによるものです。

次に、10ページをお開き願います。

14款国庫支出金、1項1目総務費国庫負担金1億2,782万円の増、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増によるものです。

2項2目民生費国庫補助金76万5,000円の増、子ども・子育て支援事業にかかわる補助金の増減額です。

5目土木費国庫補助金357万円の減、除雪機械導入事業費確定による社会資本整備総合交付金の減が主なものです。

3項1目総務費国庫委託金4万円の増、選挙年齢引き上げに伴う選挙人名簿システム改修費補助金です。

11ページで、15款道支出金、1項1目民生費負担金187万5,000円の増、台風23号による被災に対する災害弔慰金負担金です。

2項2目民生費補助金127万2,000円の増、こちらはひとり親医療費補助金のほか、子ども・子育て支援事業補助金の増減額によるものです。

4目農林水産業費補助金37万2,000円の減、交付金の交付対象農用地面積の変更及び事業中止による増減です。

12ページをお開きください。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入138万2,000円の増、土地貸付収入の増

です。

2目利子及び配当金186万3,000円の増、森林組合出資配当金の増などです。

2項1目不動産売払収入746万4,000円の増、土地及び建物売払収入の増です。

2目物品売払収入48万6,000円の増、旧尾岱沼消防分遣所取り壊しに伴う発生材の売払収入です。

17款寄附金、1項3目1万2,000円の増。

13ページで、18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金1億5,260万円の減で、財政調整基金に繰り戻しをいたします。今回補正により繰り戻し後の予算上の基金残高につきましては、平成26年度決算剰余金からの繰り入れを含め、23億730万6,000円となります。

以下は、基金充当事業費の確定等による減額です。

5目スポーツ振興基金繰入金29万6,000円の減。

6目ふるさと創生基金繰入金70万円の減。

7目地域福祉基金繰入金80万4,000円の減。

9目標津線代替輸送確保基金繰入金31万円の減です。

14ページをお開き願います。

20款諸収入、5項1目雑入1,318万3,000円の増、その他雑入1,544万1,000円の内訳として、道道根室中標津線道路改良工事にかかわる補償金、また、公有物件建物災害共済金収入が主なものとなっております。

15ページで、21款町債、1項1目総務債180万円の減は、特定防衛施設周辺整備事業債の減。

2目民生債160万円の減は、保育園建設事業債の減。

4目土木債320万円の減、内訳は除雪機械購入事業債の減、防衛施設周辺道路整備事業債の増などで、これらはいずれも事業費の確定によるものでございます。

6目教育債3,640万円の増、こちらは校舎等整備事業債の充当率アップが可能となったことによる増額です。

7目災害復旧債4,440万円の増、本目新設で、8月10日から発生いたしました大雨により、被災した道路の復旧費に起債をするものでございます。

次に、17ページをお開き願います。

17ページから「3歳出」です。

2款総務費、1項1目一般管理費50万円の増、町長交際費の増でございます。

5目財産管理費1億2,797万3,000円の増、特定防衛施設周辺整備調整交付金基金積立金の増が主なものです。

6目企画費345万4,000円の減、省エネ防犯灯整備事業ほか18ページ上段にかけて、各事業費の確定による減額でございます。

18ページをお開き願います。

中段で、9目支所費22万4,000円の減、決算見込みによる精査減額です。

19ページで、13目特定防衛施設周辺整備費2,103万9,000円の減、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業の生活バス購入事業の中止のほか、各事業確定によるものです。

2項2目賦課徴収費25万3,000円の増は、臨時職員賃金の増です。

4項1目選挙管理委員会費8万1,000円の増、こちらは選挙年齢引き下げに伴うシ

ステム改修費等負担金です。

21ページをお開き願います。

3款民生費、1項2目老人福祉費80万4,000円の減、事業費の確定によるものです。

2項1目児童福祉総務費177万円の減、22ページの上段までございますが、中春別の放課後児童クラブ施設移転に対する交付金の増のほか、事業費の確定による増減が主なものとなっております。

22ページの中段で、4目保育園費3,389万6,000円の減、別海及び上春別保育園臨時・嘱託職員賃金の減が主なものです。

23ページで、5目へき地保育園費627万円の減。

続く6目児童館費153万円の減は、いずれも嘱託職員賃金の減などが主なものです。

7目母子父子福祉費152万3,000円の増、ひとり親医療給付経費の増です。

24ページをお開き願います。

4款衛生費、1項3目環境衛生費21万5,000円の増、嘱託職員賃金の増です。

2項1目清掃総務費45万円の減。

続いて3目塵芥処理場費71万9,000円の減。

次の5目し尿処理場費64万8,000円の減、これらはいずれも事業費確定または確定見込みによるものです。

25ページで、6款農林水産業費、1項3目農業振興費53万6,000円の増は、事業費の確定によるものです。

3項1目林業総務費206万2,000円の増、嘱託職員賃金、社会保険料の増です。

2目林業振興費90万円の減、森林整備地域活動支援推進事業の中止によるものです。

26ページをお開き願います。

4項2目水産業振興費378万円の増、こちらは別海沿岸海難救助組織の無線機の整備に対し、事業費の一部を補助するものでございます。

27ページです。

8款土木費、2項2目道路維持費8,647万6,000円の増、確定見込みの事業費を減するほか、今後の降雪に備えて除雪事業経費を増とするものです。

3目道路新設改良費101万9,000円の減。

次の28ページの上段、4目防衛施設周辺道路整備事業費176万8,000円の減は、ともに事業の確定による精査減額でございます。

3項1目下水道費520万円の増は、下水道事業消費税中間納付の増などにより、繰出金を増とするものです。

29ページ、4項1目住宅管理費145万4,000円の増、公営住宅補修事業等の確定により事業費を減するほか、30ページ上段になりますが、修繕料など公営住宅管理経費を増とするものでございます。

30ページの中段、2目公営住宅建設事業費231万2,000円の減。

次の5項1目河川総務費15万9,000円の減は、いずれも事業費確定によるものです。

31ページで、9款消防費、1項1目消防費579万8,000円の減、根室北部消防事務組合負担金の減です。

32ページをお開き願います。

10 款教育費です。1 項 2 目事務局費 10 万円の増は、社会保険料の増。
3 目教育指導費 30 万 9,000 円の減は、嘱託職員賃金の減が主なものです。
2 項 1 目学校管理費 243 万円の増、特別支援学級支援員の賃金の増が主なものです。
33 ページで、3 目通学対策費 462 万 4,000 円の減、スクールバス運行経費の減が主なものです。
3 項 1 目学校管理費 80 万 5,000 円の増、賃金及び社会保険料の増額。
3 目通学対策費 200 万 7,000 円の減、スクールバス運行経費の減が主なものです。
34 ページをお開き願います。
4 項 1 目幼稚園管理費 285 万円の増、臨時幼稚園教諭の賃金増によるものです。
5 項 1 目社会教育総務費 361 万 4,000 円の減。
次の 4 目青少年教育費 21 万 6,000 円の減は、いずれも事業費の確定によるものです。
5 目中央公民館費 10 万円の増は、社会保険料の増額です。
続いて 35 ページの 6 目東公民館費 4 万 7,000 円の減は、執行残です。
6 項 1 目保健体育総務費 35 万 9,000 円の減は、事業費の確定によるものです。
2 目学校給食費 61 万 5,000 円の減、36 ページにわたりますが、賃金を精査減額するほか、給食援助費を増とするものです。
36 ページになりますが、36 ページ中段、3 目へき地学校保健管理費 16 万 7,000 円の増は、薬品廃棄のための手数料の増額です。
4 目総合スポーツセンター費 5 万 4,000 円の減は、事業費の確定によるものでございます。
以上で、一般会計 12 月補正予算の内容について、説明を終わらせていただきます。
○議長（松原政勝君） 議案第 86 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

ここで会議を 10 分間休憩いたします。

午前 10 時 55 分 休憩

午前 11 時 04 分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第 8 議案第 87 号

○議長（松原政勝君） 日程第 8 議案第 87 号平成 27 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（小島 実君） 議案第 87 号の内容説明をいたします。

別冊の平成 27 年度別海町下水道事業特別会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

平成２７年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第２号）。

平成２７年度別海町下水道事業特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５７０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億７，９３０万円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

２ページをお開きください。

「第１表 歳入歳出予算補正」。「補正額」の欄で説明させていただきます。

初めに、歳入です。

４款繰入金、１項で５２０万円の増。

６款諸収入、２項で５０万円の増。

歳入合計で５７０万円を増額し、歳入予算の総額を６億７，９３０万円とするものです。

次に歳出です。

１款総務費、１項で４５３万円の増。

３款集落排水施設費、１項で１１７万円の増。

歳出合計で５７０万円を増額し、歳出予算の総額を６億７，９３０万円とするものです。

続きまして、歳入歳出予算補正事項別明細書ですが、「１．総括」は省略させていただきます、歳入から御説明いたします。

５ページをお開きください。

「２歳入」です。

目の欄の「補正額」で説明させていただきます。

４款繰入金、１項１目繰入金５２０万円の増は、歳出予算の増額に伴い、不足分を一般会計から増額するものです。

６款諸収入、２項１目雑入５０万円の増は、中春別市街で工事中の主要道道根室中標津線改良工事に係る下水道マンホール高さ調整箇所の追加に伴い、補償費が増額になるものです。

次に、歳出について御説明いたします。

７ページをお開きください。

「３歳出」です。

１款総務費、１項１目一般管理費４５３万円の増は、９月の確定申告で平成２６年度消費税の補正額が確定し、中間申告納税金に不足が生じることから、増額するものでございます。

３款集落排水施設費、１項３目施設整備費１１７万円の増は、中春別市街で工事中の主要道道根室中標津線改良工事に係る下水道マンホール高さ調整箇所の追加と公共污水枡移設に係る増額でございます。

以上で、議案第８７号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第８７号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

◎日程第9 議案第88号

○議長(松原政勝君) 日程第9 議案第88号平成27年度別海町水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(小島 実君) 議案第88号の内容説明をいたします。

別冊の平成27年度別海町水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成27年度別海町水道事業会計補正予算(第2号)。

第1条、総則。

平成27年度別海町水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算書第3条の収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

収益的支出です。

1 款水道事業費用、1 項で1 0 8 万 6 , 0 0 0 円を増額し、7 億 5 , 7 2 6 万 2 , 0 0 0 円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7 億 1 , 4 8 4 万 9 , 0 0 0 円は、減債積立金1 億 4 , 0 6 3 万 3 , 0 0 0 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4 , 1 0 5 万 6 , 0 0 0 円、過年度分損益勘定留保資金5 億 3 , 3 1 6 万円で補填するものとする。)

資本的支出です。

1 款資本的支出、1 項で2 万 9 , 0 0 0 円を増額し、7 億 5 , 9 4 2 万 9 , 0 0 0 円とするものです。

2 ページの平成27年度別海町水道事業会計補正予算実施計画の説明は省略させていただきます。

1 0 ページをお開きください。

平成27年度別海町水道事業会計補正予算実施計画説明書です。

目の欄の「補正額」で説明させていただきます。

収益的収入及び支出の支出です。

1 款水道事業費用、1 目原水及び浄水費4 5 万 9 , 0 0 0 円の増。

2 目配水及び給水費5 0 万 6 , 0 0 0 円の増。

4 目総係費1 2 万 1 , 0 0 0 円の増は、いずれも人事異動での会計間交流により、給料、各種手当の増及び共済負担金の制度変更による増額です。

次に、資本的収入及び支出の支出です。

1 款資本的支出、1 項1 目事務費2 万 9 , 0 0 0 円の増は、共済負担金の制度変更による増額です。

戻りまして、3 ページをお開きください。

平成27年度別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書です。現金の流れを示した

表になります。

下から3行目をごらんください。

資金増減額の見込みです。2億8,408万6,000円の減額となり、資金期末残高で26億8,633万7,000円となる予定です。

資金減少の要因といたしましては、国営事業での共同事業負担金や水道管移設等の建設改良費が主なものです。

次に4ページをごらんください。

補正予算給与費明細書です。

「1. 総括」下段の「比較」、「合計欄」で説明させていただきます。

職員数については、増減はございません。

給料で33万3,000円の増。

手当で57万8,000円の増。

法定福利費で20万4,000円の増。

合計で111万5,000円を増額し、補正額の合計額を6,437万3,000円とするものです。

以下、6ページまで説明を省略させていただき、7ページをお開きください。

平成27年度別海町水道事業予定損益計算書です。

下から3行目をごらんください。

当年度純利益の見込みでございます。2億2,006万2,000円となる予定です。

8ページの平成27年度別海町水道事業予定貸借対照表と9ページの注記表の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、議案第88号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第88号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第10 議案第89号

○議長（松原政勝君） 日程第10 議案第89号別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 議案第89号別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について内容を御説明いたします。

議案書では4ページと5ページに条例を記載しておりますけれども、議案の朗読は省略させていただきまして、別冊の議案資料により説明をさせていただきます。

別冊議案資料の1ページをお開き願います。

1ページから条例の概要を記載しておりますので、順次、御説明をさせていただきます。

まず、1で「条例制定の背景」ですが、平成25年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「番号法」が成立いたしました。

平成27年10月から順次、住民票を有する全ての方に個人番号が通知され、平成28年1月からは、社会保障、税、災害対策の分野で個人番号の利用が開始される予定となっております。

本条例の制定は、番号法の規定に基づくもので、直接関係いたします利用範囲を規定した番号法第9条と特定個人情報の提供の制限を規定した第19条の一部を抜粋し、3ページに記載しておりますので、御参照いただければと思います。

次に、2の「条例制定の趣旨」でございますが、番号法では、個人番号の利用ができる事務の範囲が定められております。

以下、この事務を「法定利用事務」といいますが、この法定利用事務を処理するために、個人番号をその内容に含む個人情報、いわゆる「特定個人情報」を利用することが、番号法では認められております。

本町では、地方税や福祉関係などの法定利用事務において個人番号を利用する予定としています。

また、町の条例で定めることによって、法定利用事務以外でも、社会保障、地方税、災害対策分野の事務において個人番号を利用することができると、番号法では規定されています。

このような番号法の規定を受け、本町における個人番号の利用範囲に関し、必要な事項を定め、個人番号を利用した事務処理が円滑に実施できるよう、本条例を制定するものです。

3の「町の考え方」でございますが、本町では、当面、法定利用事務においてのみ個人番号を利用することとしています。

今後、個人番号を利用することにより、町民の利便性の向上や事務処理の円滑化が図られるような事務については、独自利用事務の対象として検討してまいります。

4で「条例で定める内容」について、次の事項について条例で定めることとしております。

第1条は条例の「趣旨」です。

2ページをお開きください。

第2条は「定義」で、「個人番号」、「特定個人情報」、「個人番号利用事務実施者」、「情報提供ネットワークシステム」の四つの用語の意味を定義しています。

第3条は、番号法の規定を受け、実施機関である町の責務として個人番号の利用に関し、適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講じることなどを定めています。

第4条では、「個人番号の利用範囲」について定めます。

第1項では、「特定個人情報の利用範囲についての規定」で、条例に定める事務の範囲を明らかにするものです。

第4条第2項は、「同一機関内での庁内連携についての規定」です。

番号法では、町の内部であっても、ある事務で保有している特定個人情報を別の事務で利用すること。

以下、「庁内連携」と言いますが、この庁内連携が認められておりません。

ただし、同一機関内における庁内連携は特定個人情報の利用に該当するため、町の条例を定めることで、庁内連携が行えるようになります。

少し飛ばしますが、条例では番号法の別表第2により、ほかの機関と情報連携ができるものについて、必要な限度で町の内部でも同じように庁内連携ができるよう規定します。

後ほど、実際の表で説明をさせていただきます。

また、ただし書きでは、情報提供ネットワークシステムを使用して提供を受けることができる場合は、情報連携の透明性が確保されるため、システムの使用を優先し、庁内連携はしないということを規定します。

なお、本町では町長部局と教育委員会との間で特定個人情報のやりとりが行われていないため、番号法第19条第9号の規定に基づく条例は、現時点において必要がございません。

3ページをお開きください。

第5条は「委任」で、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定めると規定します。

附則として、条例の施行日は、個人番号の利用開始と同時とし、平成28年1月1日とします。

以下、先ほど申し上げました、番号法の抜粋ですので、このページの説明は省略をさせていただきます、4ページをお開き願います。

4ページ上の表は、「番号法別表第1」の抜粋です。

番号法別表第1では、個人番号を利用できる機関及びその事務が列挙されています。

内容の説明は省略しますが、別表第1で定める機関及び事務は全部で現在98件ございます。

次に、下の表が条例で規定いたします「番号法別表第2」の抜粋になります。

番号法別表第2では、個人番号の照会、提供ができる事務、機関及びその対象となる特定個人情報が列挙されています。

本条例では、この表の「第2欄」の「事務」と「第4欄」の「特定個人情報」について規定をしています。

表の下段の74番の番号が、「情報照会者」のところ「74」という番号が振っておりますが、74の項を例として具体的に申しますと、まず、番号法では「1欄」の情報照会者である「市町村長」は、「第3欄」に記載する情報の提供者である「ほかの市町村長」から、「第2欄」に記載しております「児童手当法による児童手当または特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」について、処理するため「第4欄」に掲げる特定個人情報である「地方税関係情報であって主務省令で定めるもの」、この提供を受けることができるという規定でございます。

しかし、これは「市町村長」が「ほかの市町村長」から、「特定個人情報」の提供を受けることができることを規定しているものでありまして、同一の執行機関である別海町を例にしますと、別海町内においては適用がされません。

そこで今回の条例の制定により、同一の項における「第4欄」の「特定個人情報」であって町が保有するものを必要な限度で「第2欄」に掲げる事務に利用できるようになるというものでございます。

情報照会者である執行機関は多種にわたりますけれども、別表第2のそれぞれの項目については全部で現在115件の項目がございます。

以上で、議案第89号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第89号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行い

ます。

質疑に入ります。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） いよいよ具体的に始まるという感じでおりますけれども、これまでも何度か論議はしてきた内容ではありますが、1点目の質問としてはですね、非常にこのマイナンバー制度にはリスクが大きいというふうに言われております。

とりわけ、一つは、もう既に具体的にですね、マイナンバー制度にかかわって、さまざまな詐欺まがいの行動が横行しているということが出ています。

そういうような件に関してですね、町としてこれを防止していくということに関して、どのように考えているかと。あるいは、どのように対策をとろうとしているかという点。リスクも。

もう一つは、何と言ってもその情報漏えいですね。

制度が具体的に始まっていくとですね、心配されるのが情報漏えいということで、100%情報漏えいを防ぐシステムはつくられていないというふうに言われています。これはもう今常識でもあります。

100%情報漏えいを防ぐシステムは構築されていないということであれば、町として情報漏えいをどういう形で防ごうとしているのかという点があります。

それからリスクのもう一つは、もう既にアメリカなどでこの制度が先行して行われているわけですが、成り済みが非常に懸念されるということがあります。

規模はものすごい小さいのですが、住基カードがもう既に日本では行われているところですが、既にこの非常に規模の小さい住基カードであっても、4年間で103件の成り済みが起こっているということでもあります。

これがものすごく大きな規模でマイナンバー制度というのが実施されるわけですから、非常に大きなリスクがあるということが、ここであらわされていると思いますが、こういうリスクに対して、町はこれを防ぐ方法をどう考えているかというのが大きなくりの1点目です。

それから、大きなくりの2点目としてはですね、所得の捕捉ということが言われています。

まず、とりわけ政府の説明では、高額所得者の資金隠しを許さないというふうに言われているわけですが、町においてはですね、この高額所得者の資金隠しということに関して、どのぐらいの事例があるのだろうか。

どうしてもマイナンバー制度を導入しなければいけないほどの、そういう所得、資金隠しみたいなものが、想定されるのかどうかということについてお聞きをしたいと思います。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 質問にお答えいたしたいと思います。

まず、詐欺被害等が多発する恐れがあるのではないかと。また、これはですね、成り済し等が要因となつてですね、そういったことが起こる恐れがあるのではないかと。ということが心配されて、懸念されているということは承知をしているところでございます。

この成り済しについてはですね、議員おっしゃっているとおりですね、海外では随分多発しているということで、先にですね、番号制度を導入している海外の成り済しの事案で言いますと、番号のみで本人確認をしていることや番号に利用や収集の制限がな

いと。及び不正利用に対する罰則の不備等が影響したものが大きいというふうに言われております。

このことを踏まえて、日本の番号制度では、厳格な本人確認の義務づけや利用範囲、ただいま条例の制定の説明でも申しましたが、利用範囲や番号の収集、用途を法律で限定をし、同じ執行機関内であっても、条例に基づく厳格な運用方法を定めるということにしておりまして、不正利用に対する罰則の強化などの措置と合わせてですね、これらを未然に防止していくという考え方をしているところでございます。

また、この情報がですね、芋づる式に漏えいするのではないかとということでございますけれども、マイナンバー制度におきましては、個人情報と同じところで管理されるということとはしないということで、例えば国税に関する情報であれば税務署に。児童手当や生活保護に関する情報は市町村に。年金に関する情報であれば年金事務所に。というふうにするね、これまでどおり情報は分散して管理されるということになっております。

また、自治体間で情報をですね、やりとりする際にはマイナンバーではなく、自治体ごとに異なるコードを持ちますので、1カ所での漏えいが仮にあったといたしましても、ほかの自治体との間では遮断されるということから、芋づる式に漏えいするという事は、こういった措置によって防がれていくというふうにされております。

このようにですね、事故等で仮にどこか1カ所でマイナンバーそのものが漏えいしたとしても、これにかかわる特定個人情報が芋づる式に抜き出せないという仕組みを今回のマイナンバーについては、とっているということでございます。

それと、税の資産隠しがどのぐらいあるということですがけれども、この税については納税者の利便性を増進するというような観点でとらえられておりまして、町といたしまして、これを導入することによって、資産隠しの防止につながるということから、どのぐらいの資産隠しが全国的に行われているのか、または、行われているということを想定してそういう言われ方をしているのかということにつきましては、承知しておりませんのでお答えできないというところでございます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 制度の性質上ですね、情報が統合されていくという流れになっております。情報の集積もですね、今後、さらに広がっていくと。これは政府が言っていることですからね。その動きになっていると。どんどん個人情報が集積されて統合されていくという流れの中で、これは芋づる式に漏えいすることはないとかですね、いうふうなことが言われていても、それは、今までの個人情報ということに関するいろいろな動きを見ているとですね、それは漏えいしないと、100%漏えいしないのだというふうに言い切れるその根拠というものはないのではないかとというふうに私は思っています。非常に危険であると。もし漏えいしないのだという点での根拠がですね、あるのであればもう少し具体的に説明する必要があるだろうというふうに思います。

罰則があるということも言われましたけれども、幾ら罰則があってもですね、一旦漏えいしたら取り返しがつかないわけでありまして。

その取り返しがつかないという性質を持ったこの制度というものに、もっと厳格に認識を持っていく必要があるだろうというふうに思うわけですが、その点はどうかというふうに思います。

それから3点目として、ちょっと私がお聞きした点とちょっと違うところがありまして

ですね、別海町の場合、そのマイナンバーを導入して、高額所得者の資産隠しを許さないというふうな事例というのはあるのかと、そういうふうにお聞きをしたわけですね。

政府はそういうふうの説明しているわけですが、当町の場合、そのようなことをマイナンバーで管理しなくてもですね、そのぐらいのことは十分、役場の力としてはですね、あるだろうというふうに思うわけですがけれども、そんな事例というのはあるのかというふうにお聞きしたわけです。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

まず、データの集積の関係ですがけれども、先ほど条例のところでも余り詳しく、ちょっと申しませんでした、条例の第4条第2項における、ただし書きがございます。

町でもですね、このマイナンバーを使って必要な情報を法定利用事務の範囲の中で取得するということにはなっておりますけれども、先ほど条例ただし書きでですね、情報ネットワークシステムを使用して提供を受けることができる情報である場合は、庁内連携は行わないと、要するに情報を、ネットワークシステムで一度得た情報というのは、町が集積して保有するということになりますけれども、これが例えば、ほかの市町村から導入した情報であって、町がたとえ、それを保有していたとしてもですね、情報ネットワークシステムを介して使用できる、取得できる情報については、町が保有している、一度保有した情報が、例えば隣の部署にあったとしても、それは庁内連携で使用しないのだというような一定のルールをつくってございます。町の条例としてはそのような対策もとっているということ。

それと、100%この情報漏えいがないとは言い切れないのではないかという議員の御指摘でございますけれども、これから運用されていくシステムでございますので、町としては国の指導のもとですね、この個人情報の保護対策については、あらゆるセキュリティ対策を構築して、情報漏えいは起こらないようなシステムの導入をしていくということを進めておりますので、今できることを町として精いっぱいですね、対策を講じていくというお答えをさせていただきたいと思えます。

それから、所得隠しについて別海町ではどうかという御質問ですがけれども、確かに別海町でこの個人情報を使ってですね、所得隠しをあぶり出そうといたしますか、探し出そうといたしますか、そのような観点はただいまのところ持っておりません。

ただ、この個人番号が利用されることによってですね、所得隠しを捜索しなくても一定程度その所得の状況が明らかになってくるという利点があるということでは、利用価値はあると思えますけれども、今、このマイナンバーを使って高額所得者の所得隠しを掘り出そうというような考えは町としては持っておりません。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 平行線である部分があるので、私の質問回数はあと一回しかありませんから具体的にですね、やるべきだというふうに思っている点を申し上げて、御答弁をいただきたいというふうに思うのですが、今、本当にこのマイナンバーにかかわってですね、騙しの手口といたしますかね、詐欺まがいのことが横行しているということが具体的に件数もふえてきています。

そういう点でですね、特殊詐欺の問題も大きい問題ですがけれども、新たなこういうことがかかってきているということに対して、具体的に町は対策をとる必要があるだろうとい

うふうに思います。

もちろん警察の方との連携もあるのかもしれないし、ただ、そういうことを駆使してですね、とりわけ立場の弱い人が詐欺的に金額をむしり取られるというようなことがあってはならないだろうというふうに思います。

そういう犯罪を防ぐ、そういうために具体的に手を打つ必要があると私は思うのですが、どうでしょうか。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

具体的な町としての対応ということでございますけれども、まず、現在町で取り組んでいるこうと考えておりますのは、個人番号カードの取得をめぐる不正取得や偽造や成り済ましなどの犯罪の危険性、これにどう対応していくか、防止策をとっていくかということについて申し上げますと、偽造や成り済ましについてですけれども、個人番号カードについては、交付に当たって厳格な本人確認を窓口で行うとともにですね、券面には各種の偽造防止措置が講じられていることから、まず、偽造については困難であろうと。交付に当たっては、この厳格な本人確認を行っていく。

また、社会保障や税などの手続においてですね、町民に個人番号の記載を求める場合には、個人番号カードや運転免許証等ですね、顔写真付きの身分証明書等によって本人確認を厳格に行うこととしておりますので、個人番号だけを知っているからといって成り済ましを行うということは困難であろうというふうに考えております。

また、個人番号の交付に際しましては不正取得、偽造、成り済ましなどの対策といたしまして、交付通知書と本人確認書類、また、通知カードなどを持ちいただいてですね、対面式で申請者と同一人物かどうか、本人確認を行った上で交付をしていくというように考えております。

このように、窓口に来られた方が本人かどうかということを厳格に確認し、不正取得や不正使用を防止していくということに、町としては努めてまいりたいというふうに考えてございます。

あと、その実際の個人番号カードのマイナンバーの確認に加えてですね、先ほど申しましたが、運転免許証、身分証明書などによってですね、身元確認はしっかり行っていくという体制を町としてとってまいりたいというふうに考えております。

○議長（松原政勝君） 本件について、ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第89号別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定の件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎日程第11 議案第90号

○議長（松原政勝君） 日程第11 議案第90号別海町立認定こども園設置条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 議案第95号別海町立認定こども園設置条例の制定について

の内容を説明いたします。

議案の6ページをお開きください。議案資料は、5ページでございます。

公立保育園、公立幼稚園の認定こども園への移行につきましては、昨年度策定した別海町子ども・子育て支援事業計画において、基準を満たす施設は順次認定こども園へ移行することとしております。

このことから、計画に基づきまして認定こども園の基準を満たしている上西春別保育園、別海保育園の認可保育園2園、及び中西別幼稚園、上西春別幼稚園、野付幼稚園の3園について、平成28年度から認定こども園に移行するため、それぞれの施設の認定こども園として共通する事項について条例を定めるものです。

議案の朗読につきましては省略させていただき、議案資料で条例の概要について説明させていただきます。

議案資料の5ページをお開きください。

それぞれの条文の下に四角で囲んで解説を載せておりますので、参考としていただきたいと思います。

まず、第1条は、認定こども園の「設置の目的」を定めています。

認定こども園とは、就学前の子供に幼児教育・保育を一体として捉え、一貫して提供するとともに、地域の子育て支援を行う機能を備える施設です。

また、法第2条第6項の規定する認定こども園には、保育所型、幼稚園型、幼保連携型など四つの類型があり、今回設置しますのは保育所型、幼稚園型の認定こども園となります。

第2条は、認定こども園の「名称、位置及び定員」を定めています。

認可保育園2園は、これまでと同様に児童福祉法に基づく児童福祉施設に幼稚園機能が付加される保育所型に。認可幼稚園3園は、これまでと同様の学校教育法に基づく学校施設に保育所機能が付加される幼稚園型として移行する認定こども園の類型及び施設の名称等について定めたものです。

6ページ。第3条は、法の規定に基づき、認定こども園に「必要な職員を配置すること」を明示するものです。

第4条は、認定こども園設置の目的を達成するため、「行う事業」を定めています。

法では、認定こども園は学校と児童福祉施設をあわせ持つ、質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に提供するとともに、子育て支援を行う施設として位置づけられていることから、本町では以下の事業を行うこととしています。

第1号は、教育基本法に規定する教育及び児童福祉法に規定する保育を行うこと。

第2号は、支援法に基づく一時預かり事業を行うこと。

第3項は、法の定める子育て支援事業のうち、地域の特性や保護者のニーズに応じた事業を行うこととし、町長が必要と認める支援事業の内容としましては、在園児以外の子供と園児との交流や保護者同士の交流、また、育児の悩み相談などの場の提供を予定しています。

第5条は、認定こども園の「保育料及び利用料」を定めております。

7ページをお開きください。

第1項は、保護者が施設に納付する利用者負担額及びその徴収根拠を定めたものです。

支援法では、施設型給付を受ける施設の保育料は、教育及び保育に要する費用全体となる公定価格となります。

保護者は、支援法に基づく支給認定を受けることで施設型給付費が支給され、給付費と利用者負担額を合わせて施設側に払うこととなります。

ただし、施設給付費を町が法定代理受領して施設に払う場合は、利用者負担のみを支払うこととなります。

この給付の仕組みにつきましては、本年4月からの子ども・子育て支援新制度の実施により既に始まっており、現在の認可保育園、幼稚園は施設型給付を受ける施設に既に移行しておりますので、認定こども園への移行に伴う変更はございません。

第2項は、支援法に基づき、保育料の額は公定価格の額とする旨を定めたものです。

第3項は、第4条第2号に規定する一時預かり事業における利用料の徴収及び利用料の額を定めたものです。

利用料の額については、別表の額とし、額の根拠は国が示す地域子ども・子育て支援交付金の補助単価を基準としています。

第4項は、第1項で定める利用者負担額の詳細については、別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例に定めるところによるものです。

第6条は、委任規定で、この条例の施行に必要な詳細な定めは、第2条各号の保育所型及び幼稚園型それぞれの類型区分ごとの規則に包括的に委任するという規定です。

8ページ。施行期日につきましては、附則において平成28年4月1日から施行することとしています。

なお、この条例を施行することにより、附則において、別海町立幼稚園設置条例及び別海町立保育園設置条例を廃止することとしています。

最後に、別表は第5条第3項で定める一時預かり事業利用料の額となります。

利用料の額は、児童1人当たりの日額利用料で、表上段、在籍園児は平日及び長期休業の平日は、教育時間と合わせて8時間以内で利用する場合は400円。休日は8時間以内で利用する場合は800円。8時間を超えて利用する長時間加算は100円となります。

表下段、在籍園児以外の児童とは実施施設に在籍していないが、事業の実施を対象として必要と判断した就学前の児童のことで、基本分として8時間以内の利用は800円。8時間を超えて利用する長時間加算は100円となります。

この利用額につきましては、国の補助単価をもとに定め、現在、町内の私立幼稚園で行っている一時預かり事業利用料の額と同額としています。

以上をもちまして、議案第90号の内容についての説明とさせていただきます。

○議長（松原政勝君） 議案第90号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

7番今西議員。

○7番（今西和雄君） この案件は、福祉委員会のほうに付託されているということで、委員会の中でさらに詳しく質疑があらうかと思えますけれども、ただ、先ほど説明あった中で、条文の中に幼稚園の部分の条文が含まれているということで、福祉委員会ではちょっと議論できない部分もあるのかなという思いがありますので、ここで2点ほど、幼稚園に関する教育委員会にちょっと質問したいと思いますが議長の判断をお願いします。

○議長（松原政勝君） 教育委員会のほうに質疑をするということですね。

○7番（今西和雄君） はい。

○議長（松原政勝君） わかりました。よろしいです。

○7番（今西和雄君） それでは議長のお許しをいただきましたので2点ほど。

まず、1点目につきましては、昨年度から、今日の、来年に向けての、認定こども園に向けてのそれぞれ対応がされていると説明もありましたし、先日の合同委員会の所管調査の中でも教育委員会のほうから、るる説明があって十分理解できる部分もありました。

さらに確認なのですが、3園の幼稚園の認定こども園化にいよいよ具体的に動き出すことに当たって、再度細かい説明会もされたかなと思いますけど、その経過と保護者の経過についてちょっとお聞きします。それが1点です。

もう2点目は、長く別海町は公立で幼稚園を40年近くも保育教育の大事さということで積み重ねてきた経過がありまして、そういう中で、さらにその中に保育の部分も抱えるということになると、かなりの幼稚園教育に係る限られた時間内の幼稚園教育に係る時間のいろいろなことが予想されるのかなというふうな気がいたしますので、その辺のところをしっかりとした幼稚園の今まで以上の体制をとって、この認定こども園に向かうという姿勢でおられるか、その辺ところ2点よろしくお願いします。

○議長（松原政勝君） 教育部長。

○教育部長（中谷隆弘君） お答えいたします。

まず、1点目の説明会の部分についてですけれども、10月20日、21日、22日にそれぞれ野付、上西春別、中西別幼稚園の保護者の説明会を実施させていただいております。

保護者からの意見としては、一時預かり事業の中身ですとか開園時間の中身というようなことの問い合わせがあったようでございます。

まだ、細部についてはですね、現在も調整している部分がございますけれども、その辺を地域からいただいた意見も含めながら、現在、検討している部分もございます。

この部分に関しましては、今月15日以降にですね、再度、それぞれの園の保護者の方に説明会という形で説明を申し上げたいというふうに考えております。

それから、教育の部分ということです。

幼稚園型の認定こども園につきましては、これまで行われております教育基本法に規定する教育の部分というのは、そのままの内容で御提供させていただくということになります。

それにあわせて、保育が必要な子を受け入れるというようなことでありますので、これまで行ってきた教育の部分の内容については、変更はございません。

それらについても影響のないような形で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（松原政勝君） 7番、今西議員。

○7番（今西和雄君） 十分わかりました。

それで、これからは認定こども園という条例で幼稚園経営もこれが基本の条例として行われているということで認識を私はしているの、そういう意味では所管が、若干福祉所管と教育所管ということで分かれる部分があるので、その辺ところをしっかりとした連携をとった中で、取り進めていくことが必要かなというふうに思いますので、その辺もあわせて、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松原政勝君） 答弁必要ですか。

○7番（今西和雄君） 一つだけ、答弁だけ。

○議長（松原政勝君） はい、副町長。

○副町長（佐藤次春君） 今西議員のおっしゃるとおりですね、この条例そのものにつきましては広い意味で子育て支援ということがありますので、福祉部のほうで一括してまとめて、条例につきましても、今、説明したように保育所型と幼稚園型が一つの条例の中に入ってくるということになりますので。

ただ、現場における教育の幼稚園教育の部分の指導ですとか、その分はどうしても教育という観点で教育委員会に残るということはあるかもしれませんが、町全体としての窓口としては、子ども・子育て支援という観点からですね、福祉のほうが窓口になって連携を取って、進めていくということになりますので、御理解と御支援をお願いしたいと思います。

○議長（松原政勝君） 今西委員、よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第 90 号別海町立認定こども園設置条例の制定の件は、福祉医療常任委員会に付託いたします。

ここで会議を 1 時まで休憩いたします。

午後 0 時 03 分 休憩

午後 0 時 55 分 再開

○議長（松原政勝君） 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第 12 議案第 91 号

○議長（松原政勝君） 日程第 12 議案第 91 号別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（中村公一君） 議案第 91 号別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について内容を御説明申し上げます。

法案は去る 3 月 31 日に公布されました「地方税法等の一部を改正する法律」に基づく改正であります。

平成 27 年度の町税賦課業務に必要な改正につきましては、本年 5 月の第 1 回臨時会において議決をいただきましたが、その他納税環境整備として見直しが行われ、施行日が平成 28 年 4 月 1 日となっていました「猶予制度に係る改正」と平成 27 年 9 月 30 日に公布されました「地方税法施行規則の一部を改正する省令」により地方税分野において、番号法の施行に必要な改正が行われ、これらについても町税条例の改正が必要なことから、それぞれ関連する項目について、条項の改正並びに条文の整理を行うものです。

議案では、9 ページから 14 ページまでとなります。

改正条文の朗読は省略させていただき、お手元に配付しております議案資料により御説明いたします。

議案資料 9 ページをお開き願います。

9 ページから 18 ページが本改正案の新旧対照表で、右の欄が「改正前」、左の欄が「改正後」となっております。

次に、19ページをお開き願います。

改正要旨を別海町町税条例等の一部を改正する条例制定説明資料により説明申し上げます。

1番目、「地方税における猶予制度の見直しに伴う改正」であります。

「(1)改正要旨」でございますが、平成27年度税制改正において、国税の改正を踏まえ、地方税の徴収等に係る猶予制度が見直され、分割納付の方法、申請に基づく換価猶予制度等を条例で定める旨、地方税法の一部改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。

「(2)猶予制度の概要」でございます。

資料の左から順に「項目」、「要件」、「制度の内容」の区分となっております。

初めに、項目の上段、「徴収猶予(納税者の申請)」についてであります。①から③の要件により町の徴収金を一時に納付し、または納入することができないと認められた場合に徴収猶予することができるものであります。

制度の内容欄、左側の「改正前」をごらん願います。

見直しとなりますのは、改正前において「猶予金額が50万円以下又は担保を徴することができない場合は担保不要」とされていた事項が、地方税法の改正により、「改正後」は条例で定める委任事項となりました。

改正後の条例において「担保不要の要件」を「徴収猶予が100万円以下かつ猶予期間3カ月以内又は、特別な事情がある場合」と定めるものです。

右の「改正後」、次の段で同じく地方税法の改正により、それぞれ条例への委任事項となりました。

一つは、「分割の方法」で、徴収猶予する場合の町の徴収金の分割納付の方法について「猶予期間内での分割」と定め、「申請に係る記載事項、添付書類の規定を整備」して、条例に定め、「申請書の訂正期限」を町長より訂正が必要との通知があった日から「20日以内」と定めるものです。

次に、項目の中段、「換価の猶予(町長の職権)」についてであります。①と②の要件に該当し、納税について誠実な意思を有していると認められた場合に、換価の猶予をすることができるものです。

制度の内容欄、左側の「改正前」をごらん願います。

見直しとなりますのは、「徴収猶予」と同様、改正前において「担保不要」とされていた事項が、地方税法の改正により、条例で定める委任事項とされました。

改正後の内容も「徴収猶予」と同様でございます。

次の段の「分割の方法」、「申請に係る記載事項等の規定の整備」も、「徴収猶予」の内容と同じでございます。

次に、項目の下段、「換価の猶予(納税者の申請)」についてであります。本改正により、創設するものであります。

地方税法の改正により、「一時に納付することにより事業の継続・生活維持困難となるおそれがあり、納税について誠実な意思を有するとき」の要件に該当し、認められた場合、換価の猶予をできると、新たに定められたものであります。

制度の内容欄、右側の「改正後」をごらん願います。

表のつくりが見えづらくなってしまい申しわけございませんが、ここでは、「分割の方法」、「申請に係る記載事項、添付書類の規定の整備」、「申請期限」及び「申請書等の

訂正期限」の４点の項目を定めるものです。

「分割の方法」、「申請に係る記載事項等の規定の整備」でございますが、これにつきましては「町長の職権」による場合と同じ内容となっております。

そのほか、「申請期限」を「納期から６カ月以内」と定め、「申請書等の訂正期限」を町長より訂正が必要との通知があった日から「２０日以内」と定めるものです。

２０ページをお開き願います。

「（３）改正の条文概要」でございます。

資料の左から順に番号、「改正項目」、「改正条項」、「改正内容」、「参考法令」の区分となっております。

番号の１番から５番までは、地方税法の改正により条例で定めることとされた条例に委任事項であります。

１番は、「第８条」で「徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法」を定め、２番は、「第９条」で「徴収猶予の申請手続等」を定め、３番は、「第１０条」で「職権による換価の猶予の手続等」を定め、４番は、「第１１条」で「申請による換価の猶予の申請手続等」を定め、５番は、「第１２条」で「担保を徴する必要がある場合」を定めるものであります。

６番は、地方税法の改正にあわせ、「第１８条」「公示送達」の引用条文の整理をするものです。

それぞれの「改正内容」及び「参考法令」の説明は割愛させていただきます。

施行日につきましては平成２８年４月１日からとなるものです。

２１ページをお開き願います。

２番目、地方税法施行規則改正に伴う改正であります。

「（１）改正要旨」でございますが、番号法の施行に伴い、地方税法施行規則が改正されたことにより、その規定にあわせ、文言の見直し等の改正を行うものです。

「（２）改正の条文概要」でございます。

資料の左から順に「番号」、「改正項目」、「改正条項」の区分となっております。

１番は「用語」について、「第２条」の文言の整理を行うものです。

２番「第３６条の２」、「町民税の申告」から６番「第１５９条」、「入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告」までは、「法人番号」を「法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第１５項に規定する法人番号をいう。）」に改めるものです。

７番「施行期日」は、地方税法施行規則の改正にあわせ、番号法に係る所要の措置を行うものです。

施行日につきましては、公布の日からとなるものです。

以上で、議案第９１号の提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（松原政勝君） 議案第９１号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第１３ 議案第９２号

○議長（松原政勝君） 日程第１３ 議案第９２号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（中村公一君） 議案第９２号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明申し上げます。

本案は去る９月２９日に公布されました、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」に基づき、公布日と同日付けて、「国民健康保険法施行規則」が改正されたことから、本町の国民健康保険税におきましても、省令に準じた条例改正を行うものです。

今回の改正は、特別の事情に関する届け出の記載事項に個人番号が追加されたことに伴い、条文の整理を行うものであります。

議案書では１５ページとなりますが、改正条文の朗読は省略させていただき、お手元に配付しております議案資料により御説明いたします。

議案資料２２ページをお開き願います。

２２ページ及び２３ページが法改正案の新旧対照表で、右の欄が「改正前」、左の欄が「改正後」で、下線の部分が今回改正を行うところであります。

新旧対照表の「改正後」により、御説明いたします。

条例「第２３条」の「保険税の減免」に関する規定の改正でございます。

「第２３条第２項」中、改正前の「別に定める期限内に」を削り、減免申請の記載事項として、「第１号」を加えるものであります。

また、「別に定める期限内に」の文言を削除したことから、町税条例にあわせて、「第３号」を加えるものであります。

最後に、「２３条第２項第１号」及び「同条第３項」の追加により、それぞれ号と項を繰り下げております。

附則といたしまして、この条例は平成２８年１月１日から施行するものでございます。

以上で、議案第９２号の提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（松原政勝君） 議案第９２号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第１４ 議案第９３号

○議長（松原政勝君） 日程第１４ 議案第９３号別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

介護支援課長。

○介護支援課長（今野健一君） 議案第９３号別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

本条例の改正につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」、こちらが本年 9 月 29 日に公布され、平成 28 年 1 月 1 日以降、「介護保険法施行規則」に基づく申請事項等に個人番号を追加されることとなりました。

これに伴いまして、本条例において、特別の事情に起因する「保険料の徴収猶予」及び「保険料の減免」、こちらの申請書の記載事項に個人番号を追加する必要があることから、本条例の一部を改正するものです。

議案本文の朗読は省略させていただきまして、別冊の議案資料により改正内容を説明いたします。

議案資料の 24 ページをお開きください。

条例の新旧対照表になります。

資料右側が「改正前」、左側が「改正後」となります。「改正後」の欄で説明いたします。

「第 10 条保険料の徴収猶予」について、「第 2 項第 1 号」において申請書への記載事項に「氏名及び住所」とともに、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号」の記載を追加するものです。

次に、25 ページをお開きください。

「第 11 条保険料の減免」につきましても、「第 10 条」と同様に、「第 2 項第 1 号」において、申請書の記載事項に「氏名及び住所」とともに、「個人番号」の記載を追加するものです。

附則としまして、この条例は平成 28 年 1 月 1 日から施行するものです。

以上、別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明といたします。

○議長（松原政勝君） 議案第 93 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第 15 議案第 94 号

○議長（松原政勝君） 日程第 15 議案第 94 号別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

学務課長。

○学務課長（佐々木栄典君） それでは、議案第 94 号の内容説明をいたします。

議案書の 17 ページをお開きください。

本件につきましては、別海小学校及び別海中学校が平成 28 年 3 月 31 日をもって閉校することに伴い、町立学校設置条例の一部を改正するものであります。

別海小学校、別海中学校につきましては、地元の意向もあり、平成 25 年度から「町立小中学校配置計画」に基づく協議を行ってまいりましたが、小学校、中学校の P T A 並びに本別海、床丹、走古丹各町内会から学校統廃合に関する受諾をいただきましたので、本

年度をもって閉校するものであります。

それでは議案を朗読させていただきます。

議案第94号別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。

別海町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

別海町立学校設置条例の一部を改正する条例。

別海町立学校設置条例（昭和39年別海町条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を別記のように改める。

議案書18ページをお開きください。

上段の別表第1は、「町立小学校」となっておりますが、これまでは全小学校9校となっておりますが、この表から「別海小学校」を削除し、8校となっております。

下段の別表第2は、「町立中学校」となっております。

中学校も小学校同様、9校となっておりますが、この表から「別海中学校」を削除しまして8校となっております。

なお、附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第94号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第94号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第16 議案第95号

○議長（松原政勝君） 日程第16 議案第95号別海町公団営農用地開発事業負担金等徴収条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（門脇芳則君） 議案第95号別海町公団営農用地開発事業負担金等徴収条例を廃止する条例の制定について内容を説明いたします。

議案書19ページをお開きください。

本条例については、農用地開発公団が昭和48年から昭和58年までの10年間で、畜産物の安定供給に資するための大規模な生産団地を建設する目的で実施した新酪農村建設事業に係る受益者負担金等徴収に関する条例です。

本事業に係る農業用施設の売り渡しに伴う償還金の手続等につきましては、平成25年度をもって終了しており、今後、事業を行う予定がないことから、本条例を廃止するものであります。

それでは、議案書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第95号別海町公団営農用地開発事業負担金等徴収条例を廃止する条例の制定について。

別海町公団営農用地開発事業負担金等徴収条例を廃止する条例を次のように制定する。

別海町公団営農用地開発事業負担金等徴収条例を廃止する条例。

別海町公団営農用地開発事業負担金等徴収条例（昭和52年別海町条例第35号）は、

廃止する。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上、議案第95号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（松原政勝君） 議案第95号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第17 議案第96号

○議長（松原政勝君） 日程第17 議案第96号工事請負契約の締結について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 議案第96号の内容説明をいたします。

議案の20ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、根室中部3号主要幹線改良舗装工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、1億5,444万円（内消費税及び地方消費税額は、1,144万円）。
- 4、契約の相手方、野付郡別海町別海常盤町5番地、高玉建設工業株式会社、代表取締役社長高玉政行。

次に、入札等の経過について御説明をいたします。

入札参加者の公募期間は10月8日から10月29日までの休日を除く15日間、応募は5者で審査の結果、全者が資格ありと認められました。

入札の執行は11月27日。寺井建設株式会社、島影建設株式会社、高玉建設工業株式会社、株式会社別海、山下建設株式会社の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札金額は1億4,350万円、最低入札金額は1億4,300万円で、最低入札者であります本案の高玉建設工業株式会社と現在仮契約中です。

なお、工期は、本契約日の翌日から平成28年11月30日を予定しています。

次に、工事概要ですが、議案資料の26ページをお開き願います。

工事区間ですが、資料図の右側の中ほど国道243号線から町道根室中部15号幹線までの第1工区工事区間のうち、赤の実線で示した780メートルについて幅員5.5メートルで改良舗装工事を施行するものです。

次の資料27ページには、本路線の標準土工定規図を記載しておりますが、詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第96号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第96号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行い

ます。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

◎日程第 18 議案第 97 号

○議長(松原政勝君) 日程第 18 議案第 97 号土地改良事業の施行について(北中西別地区)を議題といたします。

内容について説明を求めます。

管理課長。

○管理課長(伊藤一成君) 議案第 97 号土地改良事業の施行についての内容説明をいたします。

議案の 21 ページをお開きください。

本案は、平成 28 年度新規採択の「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、北中西別地区」の事業開始に伴い、土地改良事業計画を定めるため、土地改良法第 96 条の 2 第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

事業の概要につきまして、議案資料により説明いたします。

議案資料の 28 ページをお開きください。

事業の箇所は、図面右下、中西別市街より上春別方向へ約 3 キロ、図に示した位置で、工事区間としまして、道道中西別計根別線を起終点とする中西別 89 番地 1 地先から中西別 59 番地 11 地先までの区間で、路線名は町道中西別 22 号 49 線でございます。

施行予定年度は、平成 28 年度から平成 32 年度の 5 カ年。

施工延長は、道路改良舗装 2,046 メートル、造成幅員が 6 メートル、車道幅員が 4 メートルでございます。

施工方法は請負。

概算事業費は 2 億 7,300 万円で、事業費の負担割合は、国が 55%、1 億 5,015 万円、町は 45%で 1 億 2,285 万円です。

施設名は道路。

受益戸数は 4 戸でございます。

以上で、議案第 97 号の内容説明を終わります。

○議長(松原政勝君) 議案第 97 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

◎日程第 19 議案第 98 号

○議長(松原政勝君) 日程第 19 議案第 98 号土地改良事業の施行について(東富岡地区)を議題といたします。

内容について説明を求めます。

管理課長。

○管理課長(伊藤一成君) 議案第 98 号土地改良事業の施行についての内容説明をいた

します。

議案の２２ページをお開きください。

本案は、平成２８年度新規採択の「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、北中西別地区」の事業開始に伴い、土地改良事業計画を定めるため、土地改良法第９６条の２第２項の規定により、議会の議決を求めるものです。

事業の概要につきまして、議案資料により説明いたします。

議案資料の２９ページをお開きください。

事業箇所は、中春別市街と尾岱沼市街のほぼ中間の位置の図に示す位置で、工事区間としまして、起点は中春別２３９番地３地先の町道別海中春別線から終点が中春別１５１番地２３３地先の町道春別茶志骨線までの区間で、路線名は町道中春別南１９線でございます。

施行予定年度は、平成２８年度から平成３２年度の５カ年。

施工延長は道路改良舗装１，６８７メートル、造成幅員が６メートル、車道幅員が４メートルでございます。

施工方法は請負。

概算事業費は２億５，５００万円で、事業費の負担割合は国が５５％で１億４，０２５万円、町は４５％で１億１，４７５万円です。

施設名は道路。

受益戸数は５戸でございます。

以上で、議案第９８号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第９８号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第２０ 議案第９９号

○議長（松原政勝君） 日程第２０ 議案第９９号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町ケアハウスみどり野）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

介護支援課長。

○介護支援課長（今野健一君） 議案第９９号公の施設に係る指定管理者の指定について内容を御説明いたします。

議案書の２３ページをお開きください。

別海町ケアハウスみどり野につきましては、平成１８年度から指定管理者による管理運営を行ってきましたが、本年度をもって現在の指定管理期間が満了することから、指定管理者による管理を継続するに当たり、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定につきましては、本年１１月５日開催の指定管理者選定委員会にて、「現在の指定管理者は、入居者が安心して生活できるよう総合的なサービスの提供に努めており、施設の設置目的が、効果的かつ効率的に達成されていることから、公募によらず、社会福祉法人別海町社会福祉協議会を引き続き指定することが適当である」との

意見をいただいたところです。

それでは、以下、議案を朗読し内容説明にかえさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、別海町ケアハウスみどり野。

第2号、所在地、別海町別海寿町51番地。

第2項、指定管理者。

第1号、住所、別海町別海西本町36番地。

第2号、名称、社会福祉法人別海町社会福祉協議会。

第3号、代表者名、会長米谷聰。

第3項、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

以上で、議案第99号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第99号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 継続してケアハウスみどり野を社会福祉法人の福祉協議会が、受け持っていくということなのですが、継続して受け入るに当たって、これからの改善点などについて書類として町に出された内容などあるかどうかについてお聞きします。

○議長（松原政勝君） 介護支援課長。

○介護支援課長（今野健一君） 質問にお答えいたします。

改善点と申し上げますか、業務の方針につきまして、いろいろ提出させていただいております。

まず、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上ということで、上げさせていただいております。

そのほか、施設の効用を最大限に発揮することということで、ケアハウスの長所を最大限に活用して、利用者の立場と地域の現状に即した幅広いニーズに対応する運営を行っていくということで提出しております。

その他の施設の適切な維持及び管理、並びに管理に係る経費の縮減ですとか、施設の管理を安定して行う人員、それから資産、経営規模、能力の確保、地域における住民の声が反映される管理につきまして、書類を提出しております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第21 議案第100号

○議長（松原政勝君） 日程第21 議案第100号公の施設に係る指定管理者の指定について（西春別デイサービスセンター）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

介護支援課長。

○介護支援課長（今野健一君） 議案第１００号公の施設に係る指定管理者の指定について内容を御説明いたします。

議案書の２４ページをお開きください。

西春別デイサービスセンターにつきましては、平成１８年度から指定管理者による管理運営を行ってきましたが、本年度をもって現在の指定管理期間が満了することから、指定管理者による管理を継続するに当たり、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定につきましては、本年１１月５日開催の指定管理者選定委員会にて、「現在の指定管理者は、居宅介護サービス事業所の指定を受け、西部地区のデイサービス事業者として地域の高齢者との信頼関係も築かれているほか、利用者の日常生活に定着した事業を行っており、施設の設置目的が、効果的かつ効率的に達成されていることから、公募によらず、道東あさひ農業協同組合を引き続き指定することが適当である」との意見をいただいたところです。

それでは、以下、議案を朗読し内容説明にかえさせていただきます。

第１項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第１号、名称、西春別デイサービスセンター。

第２号、所在地、別海町西春別駅前曙町９番地３。

第２項、指定管理者。

第１号、住所、別海町別海緑町１１６番地９。

第２号、名称、道東あさひ農業協同組合。

第３号、代表者名、代表理事組合長原井松純。

第３項、指定の期間、平成２８年４月１日から平成３３年３月３１日までの５年間でございます。

以上で、議案第１００号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第１００号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第２２ 議案第１０１号

○議長（松原政勝君） 日程第２２ 議案第１０１号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町高齢者生活ハウス）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

介護支援課長。

○介護支援課長（今野健一君） 議案第１０１号公の施設に係る指定管理者の指定について内容を御説明いたします。

議案書の２５ページをお開きください。

別海町高齢者生活ハウスにつきましては、平成１８年度から指定管理者による管理運営を行っているところです。

本年度をもって現在の指定管理期間が満了することから、指定管理者による管理を継続

するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定につきましては、本年11月5日開催の指定管理者選定委員会にて、「現在の指定管理者は、介護に関する知識と経験が豊富であり、入居者に対する総合的なサービスの提供に努めており、施設の設置目的が、効果的かつ効率的に達成されていることから、公募によらず、道東あさひ農業協同組合を引き続き指定することが適当である」との意見をいただいたところです。

それでは、以下、議案を朗読し内容説明にかえさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、別海町高齢者生活ハウス。

第2号、所在地、別海町西春別駅前曙町9番地3。

第2項、指定管理者。

第1号、住所、別海町別海緑町116番地9。

第2号、名称、道東あさひ農業協同組合。

第3号、代表者名、代表理事組合長原井松純。

第3項、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

以上で、議案第101号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第101号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第23 議案第102号

○議長（松原政勝君） 日程第23 議案第102号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町酪農研修牧場）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（門脇芳則君） 議案第102号公の施設に係る指定管理者の指定について内容を説明いたします。

議案書26ページをお開きください。

別海町酪農研修牧場については、平成18年度から指定管理者による管理運営を実施してきましたが、本年度をもって現在の指定管理期間が満了することから、指定管理者による管理を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定については、本年11月5日開催の指定管理者選定委員会において、「現在の指定管理者は、町と町内3農協が出資設立した会社で、酪農研修についての指導体制が整っており、研修修了後の就農地の確保と関係機関等との密な連携が行われ、施設の設置目的が、効率的かつ効果的に達成されていることから、公募によらず、有限会社別海町酪農研修牧場を引き続き指定することが適当である」との意見をいただいているところでございます。

それでは、以下、議案を朗読し内容説明にかえさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、別海町酪農研修牧場。

第2号、所在地、別海町西春別347番地63。

第2項、指定管理者。

第1号、住所、別海町西春別347番地63。

第2号、名称、有限会社別海町酪農研修牧場。

第3号、代表者名、代表取締役社長佐藤次春。

第3項、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とするものです。

以上、議案第102号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（松原政勝君） 議案第102号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第24 同意第6号

○議長（松原政勝君） 日程第24 同意第6号別海町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（水沼 猛君） 同意第6号別海町教育委員会委員の任命についての御説明を申し上げます。

現在、本町の教育委員会委員は、委員長であります別海の大塚保男さん、委員長職務代理者であります別海の木村江里さん、委員で尾岱沼の伊勢浩子さんと西春別駅前の上田茂さん、そして真籠教育長の5人の方をお願いをしているところでございます。

そのうちの1人で、委員長であります大塚保男さんが、本年12月19日で任期満了となることから、大塚保男さんを引き続き任命をいたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、新たな任期については、平成27年12月20日から平成31年12月19日までの4年間でございます。

大塚さんの主な経歴について若干申し上げます。

大塚さんは、別海町別海131番地の110にお住まいで、昭和23年1月14日生まれの満67歳でございます。

高等学校卒業後、昭和44年から4年間、計根別農業協同組合に勤務をされた後に、大学へ進学し、昭和51年に酪農学園大学を卒業されました。

大学卒業後、教諭として最初の赴任先であります北海道東藻琴高等学校に7年、昭和58年から北海道別海高等学校に11年、北海道標茶高等学校に3年、平成9年から教頭先生として北海道士幌高等学校に2年、北海道岩見沢農業高等学校に2年勤務をされました。

平成13年から校長先生として、北海道壮瞥高等学校に4年、平成17年に再び別海高

等学校に戻られまして、3年間の勤務の後、平成20年3月に通算32年間の教員生活を終え、退職されました。

退職後は、平成21年から中西別幼稚園嘱託園長として2年間勤務をしていただき、平成23年4月から本町の教育委員長の要職につかれて、現在に至っています。

大塚さんは、農業改良普及員の資格、高等学校教諭、農業分野での専修免許資格などを取得し、長年にわたり農業にかかわる高校教育に取り組んでこられました。

また、地域の人望も厚く、人格、識見ともに立派な方でありまして、引き続き教育委員会委員として任命をいたしたいと思いますので、ぜひ皆様の御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（松原政勝君） 同意第6号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第25 報告第8号

○議長（松原政勝君） 日程第25 報告第8号専決処分 of 報告について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

財政課主幹。

○財政課主幹（寺尾真太郎君） 報告第8号の内容を説明いたします。

議案の28ページをお開きください。

報告第8号、専決処分の報告について、本件は地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年9月16日、別海町長水沼猛。

工事請負契約の一部変更について。

平成26年12月12日議案第89号により議決を経て締結、平成27年4月23日専決処分した、根室中部3号主要幹線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「1億1,181万2,400円（内消費税及び地方消費税額828万2,400円）」を「1億1,316万2,400円（内消費税及び地方消費税額838万2,400円）」に改める。

変更の内容につきましては、構造物の取り壊し及び撤去工事などの概数の確定により135万円増額となったものです。

以上で、報告第8号の内容説明を終わります。

◎日程第２６ 報告第９号

○議長（松原政勝君） 日程第２６ 報告第９号専決処分の報告について（北光進地区農道改良舗装工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

財政課主幹。

○財政課主幹（寺尾真太郎君） 報告第９号の内容説明をいたします。

議案の２９ページをお開きください。

報告第９号専決処分の報告について、本件は地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告するものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２７年１１月９日、別海町長水沼猛。

工事請負契約の一部変更について。

平成２７年６月２６日議案第５５号により議決を経て締結、平成２７年８月２０日専決処分した、北光進地区農道改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「５，６０６万２，８００円（内消費税及び地方消費税額４１５万２，８００円）」を「５，６５８万１，２００円（内消費税及び地方消費税額４１９万１，２００円）」に改める。

変更の内容につきましては、構造物の取り壊し及び撤去工事などの概数の確定により５１万８，４００円増額となったものです。

以上で、報告第９号の内容説明を終わります。

◎日程第２７ 報告第１０号

○議長（松原政勝君） 日程第２７ 報告第１０号専決処分の報告について（西春別駅前スケートリンク整備工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

財政課主幹。

○財政課主幹（寺尾真太郎君） 報告第１０号の内容説明をいたします。

議案の３０ページをお開きください。

報告第１０号専決処分の報告について、本件は地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告するものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２７年１１月２５日、別海町長水沼猛。

工事請負契約の一部変更について。

平成２７年６月２６日議案第５６号により議決を経て締結した、西春別駅前スケートリ

ンク整備工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「9,212万4,000円（内消費税及び地方消費税額682万4,000円）」を「9,228万6,000円（内消費税及び地方消費税額683万6,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、現地掘削の結果、給水管の仕切り弁工事の追加や工事の支障となる根の運搬費、処理費の追加などが生じたことから、16万2,000円増額となったものです。

以上で、報告第10号の内容説明を終わります。

◎散会宣告

○議長（松原政勝君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は一般質問を午前10時から開きますので、御参集願います。

皆さん大変御苦労さまでございました。

散会 午後 1時58分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員